

平成21年度 第2回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成21年6月23日（火） 午後4時から5時45分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第1会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 12名

太田陽子、岡田テイ子、加藤良三、小嶋澄子、篠原昇、下條輝雄、鷹野吉章、野沢邦江、宮島義和、見ル野一太、山崎隆、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼地域福祉推課長（三ヶ尻）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課（堀）、土木課長（竹内）、土木課長補佐（山田）、土木課主査（塚田）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について

（3）平成20年度交通バリアフリー特定事業計画の実施について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料1 第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 ユニバーサルデザインの考え方の整理について

資料3 府中市福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について意見提言（案）

資料3-2 府中市の人口予測について

資料4 平成20年度交通バリアフリー特定事業計画の実施に関する資料

■ 議事概要

事務局：皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中12名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員さんは、石塚委員、上野委員、十蔵寺委員の3名で、都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきますと思います。

ここで、前回第1回目の審議会にご欠席されておりました副会長の鷹野委員、そして太田委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

(挨拶)

ありがとうございました。

また、本日は、後ほど資料4についてご説明いたします都市整備部土木課職員が出席しておりますので、自己紹介をお願いいたします。

(職員自己紹介)

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

以上でございますが、不足などがございましたら、事務局へお申出願います。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるよう、よろしく願いいたします。

それでは、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。日程2の(1)会議録の確認について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：お手元の資料1、第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録について、発言者名を伏せるなどの修正をしたものです。よろしければ市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開したいと存じます。

会 長：何か修正すべきことなどありますでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ承認することといたします。

では、議題の(2)福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：議題(2)福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について、ご説明いたします。資料2「ユニバーサルデザインの考え方の整理について」をご覧ください。

「1 バリアフリーとの比較」は、ユニバーサルデザインとバリアフリーの概念を比較し、表にまとめたものです。

バリアフリーの定義としまして、「バリアは、(障壁)、フリーは(なくす)ということ、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること」でございます。もともとは建築用語として使用されていましたが、現在では、障害のある人だけではなく、社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられております。

これに対し、ユニバーサルデザインは「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること」で、対象としては「すべての人」ということになります。

共通点としまして、「ユニバーサルデザインはバリアフリーを含む、発展させた概

念」ということ、また「障害のある人が重要な対象であることに変わりはない」ということをあげております。

これに対し、相違点としまして、バリアフリーは「現在ある障壁を除去する」、ユニバーサルデザインは「はじめから利用しやすいものとする」ということをあげております。

次に海外での状況ですが、アメリカではバリアフリーよりも「アクセシビリティ」という言葉がよく用いられます。ユニバーサルデザインはアメリカのロナルド・メイスが提唱したということで、海外でも用いられております。また、ほかにも記載のような表現がございます。

次に使用例としまして、「バリアフリー」は建築用語として、建物の段差解消などに用いられますが、ほかにも「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」といった使い方もします。ユニバーサルデザインは広い概念になりますので、建築、情報面、商品など多岐にわたります。

2の歴史的背景ですが、(1)でユニバーサルデザインが生まれた背景を説明しております。これは、日本と海外で共通しており、「障害者施策として「バリアフリー」が進められていましたが、そこからさらに社会全体のバリア（障壁）の除去を進めようとしたところに限界が見え始め、ユニバーサルデザインへの転換が始まった」ということとございます。(2)はロナルド・メイスに関する記述で、このような経緯でユニバーサルデザインが提唱されたということになります。

3の日本における展開ですが、日本では90年代後半からユニバーサルデザインの概念が広まったということが出来ます。商品に多く取り入れられたり、自治体で積極的に推進されるようになりました。

このほかに、日本では、1991年から市民団体による活動として、「共用品」という考え方がございます。現在は、財団法人、共用化推進機構というところで共用品・共用サービスの開発と普及のために活動しておりますが、この定義として、「身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」ということで、わかりやすいパッケージ、操作におけるわかりやすい表示、使いやすさ等、主に製品における取組がありましたので、追加させていただきます。

4の国や東京都の動向としまして、国や東京都の取組を簡単にまとめております。国や東京都もユニバーサルデザインの概念の導入、推進を積極的に図っているということが言えると思います。

以上で資料2の説明を終わります。

続きまして、資料3についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

資料3は「府中市福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について」意見提言（案）です。審議会から市への提言の案を作成したもので、このような形で提言したいと考えております。

1はじめに、としまして、福祉のまちづくり条例の制定、社会状況の変化、そして、本審議会での議論の経過を書いております。ユニバーサルデザインの議論については、福祉のまちづくり推進審議会において継続して行ってきております。平成19年には市にユニバーサルデザインガイドラインについての報告を行っております。また、過去2年間においては福祉計画の策定との関連で議論を重ねておりまして、このような表現となっております。

また、2段落目で「少子・高齢化はさらに進展することが予想され」という部分につきまして、本日お配りいたしました資料3-2で具体的な府中市の人口の推移を示しております。資料3-2をご覧ください。これは、府中市の人口予測について、各年4月1日の人口を掲載しております。平成21年までは、実数です。平成22年度以降は、第5次府中市総合計画後期基本計画で推計した人口になります。縦軸には、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口、総人口、年少人口率、高齢化率の順に表示し、横軸は、平成18年から平成39年までを表示しております。少子高齢化についてですが、これをみますと、年少人口の割合は、年々減少し、高齢化率は、年々増加すると見込んでおります。

資料3に戻りまして、2のこれまでの福祉のまちづくり、としまして、福祉のまちづくり条例の策定による整備基準を定めたことなどを記載し、また、最後のところで、これまでの福祉のまちづくりは「ハード面（都市施設）の様々なバリア（障壁）を取り除く取組であった」ことを強調しております。

3の本審議会でのこれまでの提言、についてですが、本審議会では平成19年に「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の策定について報告を行いました。その中で、3つの項目について提言しております。

1つ目が、ユニバーサルデザインガイドラインに基づいて施設整備に取り組むこと。2つ目が、「ソフト面の重要性について」で、3つ目がスパイラルアップということで、内容は固定的ではなく、継続的に改善・向上を図るべきこと、の3点です。

4は最近の福祉のまちづくりに関する国や都の動向、ということで、国や都の状況をこのようにまとめさせていただきました。

5は福祉のまちづくりの課題、ですが、これまでの議論で次のような項目があがったということで整理いたしました。

以上のような、議論をふまえ、また課題に対応するために、6の福祉のまちづくり条例の改正に向けた基本的考え方、としまして具体的な提言の内容を記載いたしました。

(1) でユニバーサルデザインを基本理念とすることを明確に位置づけること、としております。

(2) で市民、事業者との連携、協働によることを強調しております。

(3) で従来までの整備基準の適合努力義務から一步進めた実効性のある取組を示しております。

(4)では、今までの施設整備等ハード面の取組だけではなく、情報や教育等のソフト面の取組の重要性を述べております。

(5)でユニバーサルデザインの具体的な取組は推進計画が中心となることから、推進計画に基づき、計画的に実施していくべきことを述べております。

以上で資料3の説明を終わります。

ご審議いただきながら、修正すべきところを修正し、最終的な提言としたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会 長：資料2、資料3、資料3-2の説明がありました。とりわけ資料3は府中市福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について意見提言（案）ということで、これがベースになりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

委 員：ユニバーサルデザインは外国人も含むということで、平成21年度の府中市の外国人登録は何%くらいですか。

事 務 局：後ほどご説明いたします。

委 員：資料3の1ページの6行目で、言葉の問題ですが、「少子・高齢化」は予想ではなくて実際にそうになっていますし、ライフスタイルの変化や価値観の多様化は「地域社会」の問題ではなく、もっと大きなものですね。また「地域福祉」が急に出てきて、論理が飛躍しているようですので、整理していただきたい。

会 長：もう一度事務局で精査していただき、確認していただくということでよろしいでしょうか。

資料3の2ページに移ります。

本日欠席の委員より事前に、5の福祉のまちづくりの課題の「③安全・安心なまちづくりを進めること、特に災害時への対応の準備が重要であること」に対して、具体的な対応として市の防災課、建築指導課、社会福祉協議会等の横の連携で何を準備すべきか話し合いも必要と考えます、とのご意見をいただいております。事務局の考えはいかがですか。

事 務 局：災害時への対応については地震、洪水もそうですが、状況によって対応が変わってまいります。基本的には防災課を中心に関係部署、事業者、関係団体と協議をしながら検討するようになっておりますので、その中で方向性を出していきたいと考えております。

委 員：5の課題の⑤ですが、ここだけ具体的に誘導ブロック、音声案内をあげていますので、府中市は他に比べて遅れているということでしょうか。

事 務 局：視覚障害者誘導用ブロックや音声案内については、市の公共施設等で整備は進んできております。ただアンケート調査をしますと不十分であると意見もありますし、民間の施設についても今後も引き続き、福祉のまちづくり条例に基づき整備をお願いしなければならない状況にあるという認識に立ちまして、このような表現を使わせていただいております。

委 員：最近、時間制限はありますがガイドヘルパー制度があつて、一人で歩かないと、整備がどこまで進んでいるかというのは見過ごしてしまうのですね。ですので、

最近はどの程度普及しているのか、安全なのか、わからないのですが、予算の都合で一遍にはできないでしょうが、音声案内があれば歩きやすいので、そういう場所を増やしていただければありがたい。

近隣の自治体と比べると府中のほうが普及しているとは思いますが。

委員：当時の交通バリアフリー法でこう変わるという資料がありまして、低床バス、幅の広い歩道、音響信号機、身体障害者用トイレ、電車とホームの段差・隙間解消、車いすスペース、視覚・聴覚情報提供設備、視覚障害者誘導用ブロック、エレベーター・エスカレーターとあって、これをやっていただければバリアフリーとしては完璧です。

会長：これは後の議題の（3）とも関連してきます。

委員：前回出ました情報の提供について、市もこれを行うとなると秘密の情報に抵触するということを心配しなくてよいのでしょうか。

事務局：市、事業者含めて開示できるものは開示していくというスタンスです。ただ、プライバシーに関する部分等は当然のことながら開示できないということもあります。市も情報公開条例を制定しまして、公開を進めております。

会長：個人情報保護と情報公開のそれぞれの法令に適合させながらやっているということです。

委員：「安全・安心なまちづくりを進めること、特に災害時への対応の準備が重要であること」に対して、市が防災課を中心に取り組んでおられることはよく聞きますが、今、個人情報保護法で地元の高齢者や障害者の方の情報がなかなか全部は把握できないので、ぜひ市が要援護者の名簿を把握しておいていただいて、災害時には個人の情報を流すことも可能だと思いますので、それができるように取り組んでいただきたいと思います。

事務局：災害時の総合的な支援システムづくりですが、今年度策定いたしました府中市福祉計画のなかで、重点的な施策として掲げております。ここで、市と民生委員、社協、NPO等と連携をとりながら、計画的に進めていくということをやっております。ご協力を含め、よろしく願いいたします。

副会長：要援護者のことは福祉計画には盛り込まれたということですが、条例に取り込むのでしょうか。資料3の2ページの課題にはありますが、それを受けた6の基本的な考え方のほうにはないようですので。

事務局：ご指摘のとおり、「基本的な考え方」のほうに災害時の記載はございません。ただ、高齢者や障害者の方への配慮は当然含んでおりますので、そこから見ていくということになります。特に災害時ということで強調はしておりません。

委員：もし避難場所に避難した場合、トイレに立った場合自分の席に戻れない。災害時には役所の方が派遣されるのか、民生委員さんがおられるのでしょうか、そういった方をお願いしたいと考えておるのですが、目印のようなものを付けておいて、手を挙げれば来てくださるというような方法をとってほしい。

もう一つは駅のホーム階にエレベーターがあるとしても、一人だとわからないの

です。私はガイドヘルパーさんをお願いしますが、一人で歩いている方、あるいは弱視の方、あるいはよそから府中市に来た人が非常に助かりますので、何か鉄道会社に要望するか、市で取り付けていただくかお願いしたい。

事務局：機会をとらえまして働きかけていきたいと考えております。

委員：阪神・淡路大震災で聞くところによりますと、2時間以内に8割の方が亡くなったと。そうすると準備というのは何をやる予定なのですか。

会長：阪神・淡路の震災を教訓としましていろいろ動いており、とりわけまちづくりを含めて防災のシステムをきちっとしていこうとしております。その辺については、事務局のほうで関係部局が集まって、具体的にこうしていこうという流れになっていると思います。

事務局：具体的な状況ということになりますと、規模を想定しても、想定を超えてしまうようなこともございます。また、何か起きた場合に市の職員がすぐに飛んでいけるということでもございませんので、日頃から皆様のご協力のもと、いろいろな事態を想定し、対応していきたいと考えております。

委員：道路を横断するときに音響装置があり、ボタンを押すと横断できるときは音が鳴り、横断できないときは音が鳴らないものなのですが、近づくと、ここが押すところだということで小さな音が出ています。その音をもう少し高くできないものでしょうか。車がたくさん通ったり、雨が傘にあたるとよくわからないので。

会長：関係部署に確認をお願いいたします。

委員：まちづくりの課題の一つでソフト面の取組に相当するところで、6月の朝日新聞の声欄に高すぎるユニバーサルルーム云々というのがありまして、車いすで都内のホテルを利用しようとしたときに、バリアフリーの部屋になっているために割高になっているそうです。こういう方々が自由に旅行したり、府中市に来られるときに、料金が高くなれば利用しにくくなるわけで、補助すること等により、一般の人と同じように利用できる仕組みができればいいなと考えております。

事務局：条例改正の対象としては考えておりませんが、何らかの対応は必要であろうかと思えます。東京都では、宿泊施設のバリアフリー化の支援ということで取組を行っています。

委員：3ページ6の基本的考え方で、すべての人の社会参加と自己実現という言葉を見ると、高齢者、障害者の就業支援がイメージされるのですが、条例のなかにはそこまでは書かないのですね。

また「すべての人」と「多くの人」という言葉が混在している。

(2)の国、東京都、市民、事業者との連携というところには、当たり前ですが市も入れたほうがよい。

事務局：1点目の雇用のお話を入れるのかということにつきまして、具体的な雇用の話というのは想定していないのですが、条例の前文のところでは「すべての人…自己実現」ということは書いていきたい。2点目、3点目については文言整理をしていきたい。

- 委員：先ほどの「すべての人」、「多くの人」ということに関して、最初から最高のユニバーサルデザインを目指すとなると高くついたり、負担がかかるかもしれないので、段階を踏んで行うという考えに立って文言を整理されるといいと思います。
- 委員：(3)の施設整備で実効性のある取組をしていくということで、前回努力義務から遵守義務に変えるという話がありましたが、どのように実効性を担保していくのか。例えば罰則規定を設けるのでしょうか。今の条例でも勧告・公表制度があって、新しい条例でも行政指導のなかでの勧告・公表になってくるのか。それで実効性が担保されることになるのでしょうか。
- 事務局：罰則規定を設ける予定はありません。新しい条例でも勧告・公表制度に変更はなく、あくまで運用のなかでの対応とする予定です。
- 委員：情報面について、情報源としてどのようなものがあるのかお聞きしたい。
- 委員：若い人はパソコンの音声を使ってホームページなど見るようですが、私は使いませんので、もっぱらテープですね。市の広報ですとか、社協から送られてきます。ほとんどの人がカセットテープを聞いています。
- 委員：教育面について、学校教育では何か施策はあるのでしょうか。
- 事務局：福祉計画のなかでうたっております。今までも社協さん中心に学校でのボランティア教育をされております。
- 委員：小学校の4年生の教科書に手話と点字というのがありまして、年2校くらい話をしに行きます。一生懸命聞いてくれて、効果的だと思います。
- 委員：(5)の計画的に推進することについては、評価の問題が出てきます。評価システムのことも視野に入れておかなければならないと思います。
- 会長：他にはよろしいでしょうか。
- いただいた意見を参考にし、整理しまして最終的な提言にまとめたいと思います。それでは次に平成20年度交通バリアフリー特定事業計画の実施について説明をお願いします。
- 事務局：平成20年度交通バリアフリー特定事業計画の実施について説明をいたします。この事業計画は駅周辺のバリアフリー化を図るもので、京王線府中駅、JR府中本町駅を含みます周辺85ヘクタールについて、国、東京都、府中市、公安委員会、JR東日本、京王電鉄、京王バスグループがそれぞれバリアフリー化事業を行っていくもので、内容と実績を資料4にまとめております。
- 委員：これから高齢化が進むということになりますと、障害ではないが年齢のために、駅までアプローチするとき、駅前に車を止められないと不便だという人がいますので、何か市や交通機関に取組があればいいなと思います。
- 事務局：この事業計画についてはエリアを限定していますが、駅の利便性のために広場を作るというようなことは市全体で考えていく都市計画ですので、市の方針としては今後進めていくべきものだと考えています。
- 会長：高齢化が進むなかで家に引きこもってしまうのではなくて、ベンチをうまく使って、外に出られるシステムを作る。もう一つは、例えば今まで2車線だったもの

を1車線にして、うまく自転車道と歩道を分けるようなシステムを作るということを考えていただければ、ユニバーサルデザインにつながるのではないかなと思います。

委員：2ページの横断歩道部のすり付け直しがバリアーを設けることになるというのはどういふことでしょうか。

事務局：府中市では視覚障害者の方に歩道と車道を認識していただくために、2cmの段差を基本としておりますが、実際にはゼロ段差で施工しているところもありまして、そこにあえて段差を設けるのはどうかということがありまして、このように検討しているということです。

委員：けやき並木は自転車と歩行者の区分けの看板が出ているのですが、あまり守られていないのでよい方法はないのでしょうか。聞こえない人にとっては危険です。

事務局：自転車のマナーについてはいろいろ問題になっております。関係部署とも連携をとりながらマナーの向上についてPRしていきたいと考えております。

また、けやき並木は将来的に市のほうでは車を通さないモール化を行うべく、新たな道路を作りまして、また東京都の管轄であるものを市に移管してもらいまして、歩行者、自転車だけにするという方向で進めています。目的はけやきの保存というのが主ですが、ご意見のありました歩行者、自転車の通行に支障のないようにもしていきたいと考えております。

会長：よろしくお願ひいたします。

議題は以上としまして、その他として事務局からありますでしょうか。

事務局：さきほどご質問のありました平成21年度の府中市の外国人登録についてですが、福祉計画の244ページに外国人登録者数の推移についての表がございます。また、平成21年4月1日現在の外国人登録者数は4,487人で総人口に占める割合は1.82%です。

次に、7月11日号の広報ふちゅうにおきまして、福祉のまちづくり推進審議会委員の選任の記事を掲載しますので、ご報告いたします。

最後に、次回の第3回の会議ですが7月30日木曜日午前10時からを予定しております。

会長：ほかにありますでしょうか。なければこれにて閉会させていただきます。

以上